

基本的な感染防止対策の徹底を

感染拡大を防ぐために日々の行動を再確認

変異株の感染急拡大などにより、新規感染者が増加しています。感染拡大防止と社会経済活動の維持のため、引き続き一人一人の基本的な感染防止対策が大切です。

不要不急の外出自粛

- ・混雑した場所など、感染リスクが高い場所への外出や移動を自粛する
 - ・不要不急の都道府県間の移動を極力控える
 - ・感染対策が徹底されていない飲食店など（認証店・確認店以外）の利用を自粛する
- ※医療機関への通院、生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康維持のために必要なものは、自粛の対象外です。

飲食時の感染防止対策

- ・飲食店を利用する際は、同一グループ（同一テーブル）4人以内にする
- ・会話の際は必ずマスクを着用する
- ・換気が良く座席間の距離が確保されている店舗または適切な大きさの亚克力板などが設置されている店舗を選ぶ
- ・箸やコップの使い回しなど食器を共有しない
- ・宅飲みやホームパーティーなどにおいても基本的な感染防止対策を徹底する

PCR検査無料化事業

感染の可能性に不安を抱えている方は、無料のPCR検査を受けられます。希望される場合は、各検査場所にお申し込みください。

実施期間 3月31日(木)まで

※今後さらに検査の需要が高まり市場が逼迫した場合は、検査が変更または中止となる可能性があります。

対象 無症状の方（濃厚接触者は対象外）

※軽度の発熱や倦怠感など、少しでも体調が悪い場合は医療機関を受診してください。

検査場所 県に登録した薬局や検査機関

※一覧は県ホームページに掲載しています。

検査で陰性となった場合

本事業での検査結果は新型コロナウイルスに感染しているかどうかの確定診断を示すものではなく、検査で陰性となった場合でも感染の可能性が否定されたわけではありません。引き続き基本的な感染防止対策を徹底してください。

検査で陽性となった場合

検査で陽性となっても、検査場所から保健所や医療機関に連絡することはなく、医療機関を受診しない限り治療が開始されません。陽性となった場合は、必ず速やかに医療機関を受診してください。

ご寄贈いただきました

コスメテックスローランド株式会社 様

寄贈日 2月3日(木)

薬用消毒ジェル485ml 270本

薬用消毒ジェル230ml 96本

いただいた寄贈品は、役場庁舎内などで活用させていただきます。



ご寄贈いただきました

公益社団法人 東金法人会 様

寄贈日 2月7日(月)

マスク 49枚

いただいた寄贈品は、次年度芝山小学校に入学する新入生に配付いたします。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 支給手続きを受け付けています



1世帯当たり

10万円

新型コロナウイルス感染症に対する経済対策

給付金を支給します

お早めにご手続きをお願いします！

長期化するコロナ禍において、さまざまな困難に直面した方が速やかに支援を受けられるよう、国が行う緊急経済対策です。芝山町では、次のとおり受け付けを行っています。

給付対象となる世帯

令和3年12月10日時点で芝山町の住民基本台帳に登録されている方で、以下の①または②のどちらかに該当する世帯が対象です。

①住民税非課税世帯

世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除く）

②家計急変世帯

①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の収入が減少し、世帯員全員のそれぞれの年収見込みが住民税非課税相当となった世帯

受給のための手続き

①住民税非課税世帯

2月中旬以降、対象になると思われる世帯へ給付内容や確認事項を記載した確認書を送付しています。内容をご確認の上、同封の返信用封筒でご返送ください。

※世帯の状況により、町から追加の書類提出を求める場合があります。

②家計急変世帯

福祉保健課福祉係窓口や町ホームページから申請書類をダウンロードし、申請してください。申請書のほか、収入が確認できる書類、本人確認書類、振込先口座が確認できる書類などが必要です。詳細はお問い合わせください。

給付金の受け取り

本給付金の受給権者は、その方の属する世帯の世帯主となり、原則として世帯主義の金融機関口座に振り込みます。

※受付状況や書類の不備などにより、予定よりも時間を要する場合があります。

提出期限

①住民税非課税世帯

確認書の発行から3カ月以内に返送がないと給付できません。早めの手続きをお願いします。

②家計急変世帯

9月30日(金)まで（必着）

臨時特別給付金を装った詐欺などにご注意ください！

本給付金の交付に関して、町職員が「ATMの操作依頼」や「キャッシュカードの暗証番号を聞く」ことなどはありません。

行政機関をかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

問合せ ▶ 福祉保健課福祉係 ☎77-3914（平日午前8時30分～午後5時15分）
内閣府設置の臨時特別給付金コールセンター ☎0120-526-145（午前9時～午後8時）